平成３年横審第３７号
プレジャーボート昴乗揚事件

言渡年月日　平成３年１０月１８日
審　判　庁　横浜地方海難審判庁（米田裕、川原田豊、金城隆支）
理　事　官　河原健

損　　害
消破ブロックに打ち付けられ破壊、全損

原　　因
発航準備不十分

主　　文
　本件乗揚は、燃料の補給量が十分でなかったことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　プレジャーボート昴
船舶の長さ　６．８５メートル
機関の種類　電気点火機関
出　　力　１５２キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　船長
海 技 免 状　四級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成２年８月１４日午後２時３５分ごろ
千葉県浦安市千鳥南東岸

　昴は、船内外機を装備したＦＲＰ製のプレジャーボートで、燃料補給の目的で、受審人Ａが乗り組み、義弟を乗せ、燃料タンクにガソリンを約２０リットル補給し、船首１．００メートル船尾１．２０メートルの喫水をもって、平成２年８月１４日午後２時千葉県市川市にかかる旧江戸川今井橋南岸たもとの係留地を発し、７海里ばかり離れた同県浦安マリーナに向かった。
　ところで、本船の燃料タンクは、容量３７０リットルの楕円形状で、燃料計には満載と空を示す両目盛の間を均等に４等分した目盛が設けられていたものの、その目盛と残量の関係について取扱説明書に

記載がなく、燃料計からは正確な残量を確認できない状況となっていた。また、A受審人は、燃料満載状態で約５時間のクルージングか可能という程度の認識で、燃料の消費量や残量には余り気に掛けずに運航を行ってきており、このときも２箇月ばかり前に帰港したとき燃料タンクの目盛が空を示す状態となっており、その正確な残量が分からなかったが、以前に約２０リットル補給して係留地から同マリーナに到達したことがあったので、今回も大丈夫と思い、目的地までの燃料消費量に余裕のある十分な量の燃料を補給することなく、約２０リットル補給して目盛が空より少しだけ上となる状態とし、燃料不足の状態で前示のとおり発航した。

A受審人は、発航後旧江戸川を下航して河口に至り、同２時２０分ごろ浦安沖灯標から北５２度西（磁針方位、以下同じ。）２、５００メートルばかりの地点に達したとき、針路を南６０度東に定め、約１１．６ノットの速力として進行し、同時２７分半ごろ同灯標から北３６度東３７０メートルばかりの地点で針路を北６２度東に転じ、千葉県浦安市千鳥の南東岸に沿って敷設された消波ブロックを左舷方５０メートルばかり離して、折からの南西寄りの風波で動揺しながら続航中、同時３０分ごろ同灯標から北５５度東１、３００メートルばかりの地点において、燃料が切れたものか、燃料の残量が少量となり動揺で空気を吸い込んだものかして突然機関が停止した。

A受審人は、機関が停止したとき、船体が風波で消波ブロックの方向に圧流されだしたので、急ぎ船首から錨を投じ、錨索約３０メートルを伸出したものの走錨を始め、次第に消波ブロックに近付くのを見て、危険を感じ、義弟とともに海中に飛び込み、同２時３５分ごろ同灯標から北５２度東１，３００メートルばかりの浦安市千鳥南東岸に、船首をほぼ南西に向けて乗り揚げた。

当時、天候は晴で風力４の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期で、海上には波高１メートルばかりの風波があった。

乗揚の結果、船体は風波によって消波ブロックに打ち付けられ破壊し全損となった。

（原因）

本件乗揚は、南西風が吹き海上が波立つ状況で、千葉県浦安マリーナに向け航行中、燃料の補給量が不十分で、燃料不足により機関が停止して航行不能となり、陸岸に向けて圧流されたことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Aが、千葉県浦安マリーナに向け航行する場合、発航前に燃料計の目盛からは残量が確認できなかったのであるから、途中で燃料切れを来すことがないよう、目的地までの燃料消費量に見合った余裕のある十分な量の燃料を補給すべき注意義務があったのに、これを怠り、以前も目的地まで到達できたので今回も大丈夫と思い、余裕のある十分な量の燃料を補給しなかったことは職務上の過失である。A受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。